

建設国保に引き続き加入が認められる業種

(資格を失ってしまいますので)
ご注意ください

確定申告書の“職業欄”は、
下記となっていますか？

- 全ての業種には“**工事業**”が伴っていること
- 設計士の場合は、“**監理業務**”が伴っていること

業 種				
① 土木工事業	② 建築(ケンチュク)工事業	③ 大工工事業	④ 左官工事業	⑤ とび、土工工事業
⑥ 石工事業	⑦ 屋根工事業	⑧ 電気工事業	⑨ 管工事業	⑩ タイル・れんが・ブロック工事業
⑪ 鋼構造物工事業	⑫ 鉄筋工事業	⑬ 舗装工事業	⑭ しゅんせつ工事業	⑮ 板金工事業
⑯ ガラス工事業	⑰ 塗装工事業	⑱ 防水工事業	⑲ 内装仕上工事業	⑳ 機械器具設置工事業
㉑ 熱絶縁工事業	㉒ 電気通信工事業	㉓ 造園工事業	㉔ さく井工事業	㉕ 建具工事業
㉖ 水道施設工事業	㉗ 消防施設工事業	㉘ 清掃施設工事業	その他建設業(建築設計業・建設機械運転業など)	

「建設業」では具体的な建設業の業種が確認できないので不可です。 上記28の業種であること。

確定申告をする際の注意点

1 税務署の受付印があること

2 本業である「建設関連」売上以外に「不動産収入」が多い場合や「給与」収入などある場合は、建設国保に残ることができなくなる場合もございます。

3 職業欄は最も重要なチェックポイントです。建設国保の(28の業種)であることを確認してください。設計士の方は、そのまま「建築設計業」でかまいません。

4 屋号は建設国保に登録の屋号

5 金額は目隠しをしないでください。

6 税理士、商工会などの代行での申告は、代行者が電子申告をしたときの「送信記録」の提出を求め、その「送信記録」が必要です。(メール詳細、受診通知、送信票など) その場合は税務署の受付印が無くてもかまいません。

注意箇所は8点です!

確定申告書 第一表

和 05 年分の 申告書 FA 2200

450 002 00000000000000000000

名古屋市区栄1-***

ナカベ タロウ

中部 太郎

36061294

0

052 *** ****

2841000

290000

290000

2400000

650000

5668689

640000

0000

0000

0000

630000

380000

2110000

名古屋 良一

052 *** ****

税務署受付印の取り方

複写により作成した(複写でないものについては、ボールペンなどで記載した)申告書の控えのほか返信用封筒(宛名をご記入の上、所要額の切手を貼付してください)を同封していただければ、税務署から受付印を押印した申告書の控えが返送されます。

詳しくは管轄の税務署にお問い合わせください。

「確定申告書 第一表」注意点



「確定申告書類」は、建設国保の資格確認の際、最も重要な書類です。

申告に際し、**8点**の内容が確認できない場合は、資格を失うこととなりますので、ご注意ください申請をお願いいたします。

税務署の受付印があること

➡(税理士や商工会の印は不可)

- またe-Taxでの申請の場合は、送信完了が確認できる「メール詳細」が必要です。

職業欄が28業種であること (必ず“工事業”を伴っていること)

- 「建設業」は不可
建設28業種が判明しないため不可です。(例:ケンチュク工事業はOKです)
- 「塗装業」は不可
建築塗装の方しか加入の資格がありません。(例:塗装工事業・建築塗装工はOKです)
- 「内装業」は不可
インテリアデザイナーなどの業種の方は加入できません。(例:内装仕上工事業・インテリア工事業・内装工はOKです)
- 「設備業」は不可
(例:機械器具設置工事業はOK、給排気機器設置工事業と、〇〇施設設置工事業もOKです)
- 「板金業」は不可
車などの板金業は加入できません。(例:建築板金・板金工事業はOKです)
- 「造園業」は不可
剪定業のみの方は加入できません。(例:造園工事業・植栽工事業はOKです)